

第4部 プランの推進体制

1. 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、庁内各課の連携と整合の取れた施策の推進を図るとともに、行政と町民・地域・事業所・企業との連携・協働を強化することが重要です。

- ・ 庁内に、関係各課との連携を図りながら施策を総合的、効果的に推進するため「男女共同参画庁内推進会議」を設置し進行管理を行います。
- ・ 各課に男女共同参画推進員を設置します。

2. 計画の評価

男女共同参画社会を実現するために、このプランに基づく事業の評価を行い、基山町の男女がその個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたっていきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

- ・ 本プランを実効性のあるものにするため、「基山町男女共同参画推進委員会」を設置し、事業の外部評価を行います。